

愛人・内縁の妻・未届けの妻

1. 愛人・内縁の妻

愛人と内縁の妻は法律的に、明確に区別されています。

「愛人」という場合には、男性には法律上の妻がいるということが前提になっています。愛人というのは単に情交関係があるというだけで、法律的にみて保護されるようなことはありません。

一方、「内縁の妻」は婚姻届が出されていないだけで、互いに夫婦同様の生活を送っていて、対外的にも夫婦としての関係をもっている男女の関係とされており、実際の妻に準ずる内容で保護（妻としての権利と義務が認められている）されています。

愛人には、法的な保護はありませんが、内縁の妻の場合には、内縁の夫婦が別れる時には、内縁の妻には財産分与の請求も認められます（夫の方にたくさん財産がある場合）。

しかし、相続の場合には、内縁の夫が死亡しても、内縁の妻は、内縁の夫の財産を相続できません。そのため、内縁の夫から内縁の妻へ遺言書によって財産が取得することができるようにしておかなければなりません。また、生命保険金の受取人として指定しておくことも良いでしょう。

相続税法では、配偶者の税額軽減の規定が設けられていますが、内縁の妻はこの規定の適用を受けることはできません。なお、内縁の妻は、配偶者及び一親等の血族にも該当しないことから相続税額の二割加算の対象者となります。

2. 未届けの妻

事実上夫婦として生活しながら、所定の届出を欠くため、法律上の婚姻に至らない男女の関係の場合で、同一の住民票にしたときは続柄を「未届けの妻」とすれば内縁の妻としての権利が行使できます。すなわち、社会保険の被扶養者になることや、相続人が不存在の場合に特別縁故者として財産分与を受けることが可能となります。もちろん、内縁の妻としての証明ができれば同様に社会保険の被扶養者となることや、特別縁故者として財産分与を受けることができますが、立証に困難が伴うことも予想されます。そのため、内縁の夫が生前中に「未届けの妻」として届出書を提出しておけば、社会保険の被扶養者や特別縁故者としての判定は容易になります。

社会保険の被扶養者になれば、健康保険では、被扶養者についての病気・けが・死亡・出産について保険給付が行われます。また、遺族（厚生）年金も被扶養者が年間 850 万円未満の所得であれば、受給対象の要件とされる生計維持関係があるものとみなされ、遺族（厚生）年金を受給することができます。

また、特別縁故者であれば、相続人が不存在の場合には財産分与を受けることができる可能性が高くなります。

なお、住民票に「未届けの妻」と記載されても戸籍には妻として記載されません。そのため、民法上の相続分には影響を受けません。また、住民票は、死亡したときに、死亡届が提出されることにより、住民登録が抹消されます。その住民登録が抹消された（消除された、除かれた）住民票を「住民票の除票」といいます。住民票の除票は、除かれてから 5 年間（住民登録がなくなってから 5 年間）保存されることとなりますが、それ以降は履歴自体廃棄されてしまいますので、未代まで記録が残ることはありません。

「妻（未届）」の記載については、住民基本台帳事務処理要項（改正 2002 年 7 月 12 日総行市第 136 号）の 95 ページに以下のように解説されていますので、市役所の窓口で申し出ればその旨住民票に記載されると思います。

世帯主との続柄の記載方法

世帯主との続柄は、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

世帯主の嫡出子、養子及び特別養子についての「世帯主との続柄」は、「子」と記載する。

内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので「夫（未届）、妻（未届）」と記載する。

内縁の夫婦の子の世帯主（夫）との続柄は、世帯主である父の認知がある場合には「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻（未届）の子」と記載する。

縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等がある。夫婦同様に生活している場合でも、法律上の妻のあるときには「妻（未届）」と記載すべきではない。